富士市告示第197号

次の書類については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）第6条の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は富士市役所財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和8年10月22日

富士市長　　金指　祐樹

送達を受けるべき者の氏名	送達すべき書類の名称	送達すべき書類の内容
荘　梅香	令和8年度 固定資産税・都市計画税納税通知書	別紙のとおり

（注）上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

送 達 事 項

書　類　の　名　称　　令和8年度固定資産税・都市計画税納税通知書

送 達 を 受 け る べ き 者　　下記のとおり

氏名
荘　梅香

（注）上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。